

令和7年度

坂井市有地売払
一般競争入札のしおり

坂井市役所財務部監理課

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄第1号1番地

TEL 0776-50-3021 (直通)

FAX 0776-66-1615

目 次

入札告示書 P 1 ～ 2

入札の流れ P 3

坂井市有地売払一般競争入札実施要領 P 4 ～ 1 0

(別冊「坂井市有地売払一般競争入札(様式集)」)

	様式	記載例
坂井市有地売払一般競争入札参加申込書(様式第1号)	1, 2	18, 19
資格誓約書(様式第2号)	3	20
入札保証金還付請求書(様式第3号)	4	21
委任状(様式第4号)	5	22
入札書(様式第5号1、様式第5号2)	6, 7	23, 24
落札した場合の売買代金納入について(様式第6号)	8	
土地売買契約書(案)	9～14	
入札保証金充当申請書	15	25
契約保証金充当申請書	16	26
委任状の記入および押印区分	(27)	
入札会場のご案内	(28)	

※様式集のページ数

坂井市有地売払告示書

下記の土地を一般競争入札により売払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月21日

坂井市長 池田 禎孝

記

1. 売払物件

物件番号	所 在	地目	登記面積 (㎡)	予定価格 (円)
三国 8-2	坂井市三国町汐見三丁目 11 番 13	宅地	660.97	10,208,000
三国 P-1	坂井市三国町黒目 33 字 708 番	宅地	240.09	3,056,000
三国 P-2	坂井市三国町黒目 33 字 710 番	宅地	240.04	3,056,000
三国 P-3	坂井市三国町黒目 33 字 1701 番 1	宅地	313.14	3,384,000
三国 P-4	坂井市三国町黒目 33 字 1901 番 1	宅地	314.30	3,344,000
三国 6-1	坂井市三国町青葉台 1673 番 20	宅地	221.36	3,789,000
三国 6-2	坂井市三国町青葉台 1673 番 90	宅地	222.40	3,123,000
三国 6-3	坂井市三国町新宿二丁目 219 番	宅地	209.80	3,321,000

2. 入札の方法・開札の日時、場所

一般競争 入札参加 申し込み	入札に参加される方は、入札参加申込書に添付書類を添えて坂井市役所監理課まで持参又は郵送してください。 受付期間 令和7年10月24日(金)～令和7年11月10日(月)まで 持参受付 受付時間 9:00～17:00(12:00～13:00を除く) (土・日・祝日を除く)
入札関係書類 提出	入札関係書類(入札書除く)を期間までに坂井市役所監理課まで持参または郵送してください。 受付期間 令和7年11月17日(月)～令和7年11月26日(水)まで 持参受付 受付時間 9:00～17:00(12:00～13:00を除く) (土・日・祝日を除く) 入札書は、 <u>開札日当日に会場まで持参</u> してください。 入札書は、入札用封筒に入れ、糊付けし封印してください。
開札日	令和7年12月1日(月)10:00から 開札は、入札者立会のうえ行います。 会場 坂井市坂井町下新庄第1号1番地 坂井市役所本庁 205 会議室

※物件の現地説明は行いません。「物件調書」等で確認してください。

3. 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号から第6号の規定に該当し、3年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および該当団体の役員もしくは構成員
- (6) 坂井市暴力団排除条例（平成23年坂井市条例第8号）第2条第1号又は第2号の規定に該当する者及びそれらの者と密接な関係を有する者
- (7) 市税を滞納している者

4. 契約条項、坂井市有地売払一般競争入札実施要領等を示す場所

坂井市役所財務部監理課

福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地 TEL 0776-50-3021（直通）

5. 入札保証金

入札額の5/100以上

（入札保証金は、落札者が坂井市と契約締結しないときは、坂井市に帰属する。）

6. 入札の無効に関する事項

坂井市財務規則（平成18年坂井市規則第34号）第119条の各号の一に該当する入札は無効とする。

7. 入札の条件

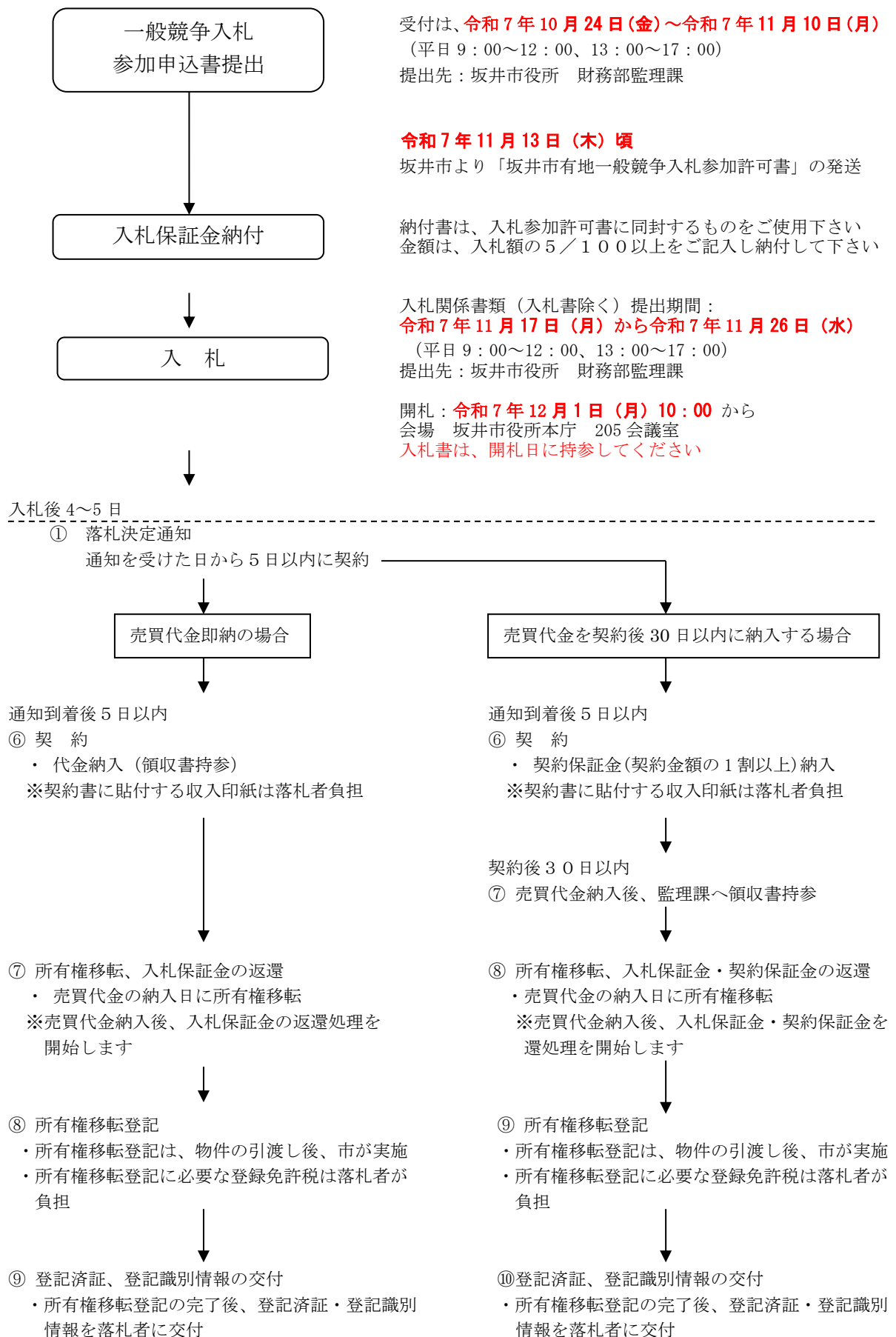
落札者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらの類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

8. その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、坂井市有地売払一般競争入札実施要領によるものとする。

わからない事項は、坂井市財務部監理課までお尋ねください。

一般競争入札のながれ（概要）



坂井市有地売払一般競争入札実施要領

1. 入札物件

物件番号	所 在	地 目	登記面積 (㎡)	予定価格 (円)
三国 8-2	坂井市三国町汐見三丁目 11 番 13	宅地	660.97	10,208,000
三国 P-1	坂井市三国町黒目 33 字 708 番	宅地	240.09	3,056,000
三国 P-2	坂井市三国町黒目 33 字 710 番	宅地	240.04	3,056,000
三国 P-3	坂井市三国町黒目 33 字 1701 番 1	宅地	313.14	3,384,000
三国 P-4	坂井市三国町黒目 33 字 1901 番 1	宅地	314.30	3,344,000
三国 6-1	坂井市三国町青葉台 1673 番 20	宅地	221.36	3,789,000
三国 6-2	坂井市三国町青葉台 1673 番 90	宅地	222.40	3,123,000
三国 6-3	坂井市三国町新宿二丁目 219 番	宅地	209.80	3,321,000

入札物件について現地説明は行いません。物件はすべて現状の売払いとなりますので、必ず現地確認をお願いします。現地には売土地看板を設置してあります。

なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者ご自身において、登記簿謄本及び諸規制等について調査、確認を行ってください。

※売買契約書には、次の不適合責任に関する条項が盛り込まれますので、ご注意ください。

「売主は、本契約締結後、売買物件の数量または品質について、契約不適合責任を負わず、買主は、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。」

2. 入札に付す条件

落札者は、契約締結の日から 5 年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらの類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

なお、この条件に違反した場合には、坂井市の定める金額（売買代金の 1 割）を違約金として坂井市に支払わなければなりません。

3. 入札参加者の資格および入札の参加方法

入札参加者の資格

個人及び法人の方で指定された期限までに入札保証金、契約保証金及び売買代金を支払うことができる方であれば、どなたでも申し込みできます。

ただし、次の（１）～（６）に該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に該当する者
・坂井市職員で当該売払財産に関する事務に従事する者は申し込むことはできません。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
・次の各号の一に該当する者は申し込むことはできません。
①成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年（営業の許可を受けていない者）
②破産者で復権を得ていない者
③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 また、これらの暴力団員の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
・次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後3年間、申し込みはできません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用することはできません。
①競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
②落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
③監督又は検査の実施にあたり職員の執行を妨げた者
④正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑤前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および該当団体の役員もしくは構成員
- (6) 坂井市暴力団排除条例（平成23年坂井市条例第8号）第2条第1号又は第2号の規定に該当する者及びそれらの者と密接な関係を有する者
- (7) 市税を滞納している者

入札の参加方法

「坂井市有地売払一般競争入札参加申込書」（様式第1号）に添付書類（※）を添えて監理課まで提出してください。

提出方法 持参または郵送（郵送の場合、一般書留または簡易書留をご利用ください）
受付期間 令和7年1月6日（月）～ 令和7年1月24日（金）必着
持参受付 受付時間 9：00～17：00（12：00～13：00を除く）
（土・日・祝日を除く）

※添付資料

住民票（個人の場合）、法人登記簿謄本（法人の場合）、資格誓約書（様式2）、
印鑑（登録）証明書

同一名義で複数物件の入札を申し込む場合、添付資料は各1通で可とします。
入札参加申込書受付後、入札に必要な次の書類等を後日交付します。

- (1) 入札参加許可証
- (2) 入札書（様式第5号1、共有名義の場合は様式第5号2）
- (3) 委任状（様式第4号）
- (4) 入札保証金納付書
- (5) 落札した場合の売買代金納付について（様式第6号）
- (6) 入札保証金充当申請書
- (7) 入札書用封筒

入札保証金

1. 納入通知書は、入札参加許可書送付時に同封します。納入金額を記入し納付書に記載されている納付場所で納入してください。
2. 入札に参加しようとする者は入札書提出までに、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納入してください。入札保証金納入後の入札辞退は原則認められません。
3. 入札保証金は、開札後落札者を除き入札者が指定する金融機関へ口座振込みで還付します。還付には3週間程度かかります。あらかじめご了承ください。
ただし、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は、坂井市に帰属することとなります。

4. 入札関係書類の提出等

入札関係書類を期日までに監理課まで提出してください。

※入札書（入札用封筒に封入）は、開札日当日に持参してください。

提出方法 持参または郵送（郵送の場合、一般書留または簡易書留をご利用ください）
受付期間 令和7年2月3日（月）～ 令和7年2月13日（木）必着
持参受付 受付時間 9：00～17：00（12：00～13：00を除く）
（土・日・祝日を除く）

期間内に必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので余裕を持って提出してください。

入札に必要な郵便代等の費用は、入札者負担となります。

- (1) 入札書（様式第5号1又は5号2）

入札書は入札用封筒に入れ糊付けし、押印により封印し開札日当日に持参してください。

記入は「様式集」(P20, 21) を参照してください。

(2) 入札保証金領収書(指定納付書)の写し、入札保証金還付請求書(様式第3号)

記入は「様式集」(P18) を参照してください。

(注) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上を指定納付書で納入してください。

なお、指定納付書は入札参加許可書に同封し送付します。

(3) 落札した場合の売買代金納付について(様式第6号)

(4) 入札保証金充当申請書

入札保証金充当申請書は、(3)の「落札した場合の売買代金納付について」において、契約保証金を納付する方を選択し、かつ契約保証金に入札保証金の充当を希望する場合のみ提出してください。

【郵送する場合の郵送先】

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市役所 財務部 監理課 財産管理係

入札注意事項

1. 提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取消すことはできません。
2. 入札額の記入は算用数字を使用すること。

入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 参加資格のない者または参加資格を喪失した者のした入札書
- (2) 代理人のした入札書
- (3) 所定の様式によらない入札書
- (4) 同入札物件に同一人が2以上したときの入札書
- (5) 入札参加資格者が協定した入札書
- (6) 金額その他記載事項が明らかなでない入札書
- (7) 記名押印がない入札書
- (8) 金額を訂正した入札書
- (9) 入札保証金を納付していない者のした入札書
- (10) 入札保証金が入札金額の100分の5以上の金額に達しない者のした入札書
- (11) 郵送(一般書留または簡易書留)以外の方法により提出された入札書

5. 開札日程

開札・・・**令和7年12月1日(月) 10時00分から**順次(入札書の開封)

会場・・・坂井市坂井町下新庄第1号1番地

坂井市役所本庁 205会議室

開札

1. 開札は、入札者立会のうえ行います。
2. 開札に代理人が立会う場合は、委任状（様式第4号）の提出が必要です。
3. 開札会場には本人確認ができる身分証明書（運転免許証など）をご持参ください。
4. 開札の結果、予定価格に達する入札のないときは、入札不調とします。

落札者の決定方法

入札は、市が設定した予定価格以上の最高額で入札された方を落札者とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これにかえて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

最高額で入札された方が契約しない場合（入札保証金は坂井市に帰属されます）は、次点の入札を行った方が落札者となります。

6. 契約の締結等

落札者には売払決定通知書を送付しますので、通知を受けた日から5日以内（土日・祝日・休日を除く。）に契約を締結していただきます。落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときには、落札者としての権利を失い入札保証金は、坂井市に帰属することとなります。

なお、売買代金の支払い方法により、次の手続きとなります。

（1）売買契約締結と同時に売買代金を納入する方法

- ② 売払決定通知とともに、契約書、納入通知書、登記請求書を送付します。
- ③ 通知を受けた日から、5日以内（土日・祝祭日・休日を除く。）に納入通知書により坂井市指定金融機関（郵便局を除く）で売買代金全額を納入してください。
- ④ 売買代金を納入した領収書、実印を押印した契約書、登記請求書及び所有権移転登記にかかる登録免許税（収入印紙）を添えて、坂井市財務部監理課へ持参してください。

（注） なお、期限までに契約を締結されない場合は無効となり、入札保証金は坂井市に帰属し返還できませんので、ご注意ください。

（2）売買契約締結から30日以内に売買代金を納入する方法

- ① 売払決定通知とともに、契約書、納入通知書、登記請求書を送付します。
- ② 通知を受けた日から、5日以内（土日・祝祭日・休日を除く。）に実印を押印した契約書を坂井市財務部監理課へ持参してください。
- ③ 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上を納付していただきます。
- ④ 売買契約締結の日から30日以内に納入通知書により坂井市指定金融機関（郵便局を除く）で売買代金全額を納入してください。契約保証金充当申請書提出時のみ、売買代金に契約保証金を充当することが可能です。売買代金を納入した領収書、登記請求書及び所有権移転登記に必要な登録免許税（収入印紙）を添えて、坂井市財務部監理課へ持参してください。

- ⑤ 契約保証金は、契約代金納入後、還付処理を開始します。還付には3週間程度かかります。あらかじめご了承ください。
- ⑥ 入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (注) なお、契約締結後30日以内に売買代金を納入しない場合は、契約保証金は坂井市に帰属し返還できませんので、ご注意ください。
また、売買代金の分割納付はできません。

契約条項については、土地売買契約書（案）(P9～14) のとおりですので確認願います。

9. 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納付が行なわれたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、坂井市が直接行ないます。
売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (注) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

その他

記載のない事項については、入札執行者、関係法令および坂井市財務規則等市長の定めるところによります。

(参考資料)

◎ 土地売買契約に伴う印紙税額(令和7年10月1日現在)軽減措置適用

土地売買契約金額(売買代金)	収入印紙
100万円を超え500万円以下	1千円
500万円を超え1000万円以下	5千円
1000万円を超え5000万円以下	1万円

※令和9年3月31日までに作成された契約書について適用

◎ 土地売買による所有権移転登記に伴う登録免許税額(令和7年10月1日現在)

不動産の価格(固定資産税評価額) × 1,000分の15
(令和8年3月31日まで)

不動産の価格(固定資産税評価額) × 1,000分の20
(令和8年4月1日以降)